

県立文化施設を活用した文化活動による公演等支援補助金 Q&A

- Q1 ギャラリーを10月と11月に利用する場合、申請は別々にするのか。
⇒1申請者あたり1回限りの申請となりますので、まとめて申請してください。10月と11月の利用について記載していただき、対象となる費用の合計額の1/2、上限40万円までが補助額となります。実施時期が7月と12月のように離れる場合で、申請していただいた後に12月の実施について、内容の大幅な変更や経費の20%以上の変更があった場合は変更申請をしていただきます。
- Q2 消耗品は記載のあるもの以外は対象とならないのか。
⇒あくまでも例示であるため、購入物品については、収支計算書に新型コロナウイルス感染防止対策に資する理由を記述していただき、審査で対策に資すると判断されれば対象となります。
- Q3 補助対象となった文化活動の公開について会員を対象とした発表会は対象となるか。
⇒会員以外の方の参加も可とするならば対象となります。また、会場によって参加者数を制限せざるを得ない場合、その発表会の様子をSNSで発信したり、広報紙に掲載して配布するなど不特定多数の方に情報発信して公開するならば対象となります。
- Q4 申請年度は発表会が開催できず、次年度の発表会に向けて練習をするために利用する場合は対象となるか。
⇒公開の場合は申請年度中と限定していませんので対象となります。
- Q5 持続化給付金を受けているが事業計画書の収支予算書に記載するのか。
⇒収支予算書の「市町等補助金」は、申請する事業に直接充当する補助金があれば記載するものです。持続化給付金のように用途が特定されない助成であれば記載不要です。
- Q6 申請から交付決定までの間に、コロナ対策のためのフェイスガード等消耗品を購入したいが、対象外経費となってしまうか。
⇒交付決定前に事業着手が見込まれる場合は、事前着手届を提出ください。ただし、審査前なので審査の結果、不採択となる場合や交付申請額に交付決定額が達しない場合がありうることをご了承ください。

Q7 交付決定後に消耗品の購入が増えたことにより事業費が増額した場合、追加で申請できるか。

⇒補助上限額に達していない場合は、変更申請をしていただくことが可能です。審査のうえ採択された場合は、変更交付決定を行います。

Q8 申請後、事前着手届を提出して準備を行っていたが、直前に施設利用をキャンセルせざるを得ない場合、事前着手で要した費用は補助されるのか。

⇒緊急事態宣言、まん延防止等重点措置、緊急警戒宣言、感染拡大阻止宣言が発令され、公演等を中止した場合は対象となります。その場合、中止承認申請書ではなく、実績報告書（第5-2号様式）を提出してください。なお、自己都合により中止した場合は対象なりません。

Q9 公演等の準備に要した経費はどのようなものが対象となるのか。

⇒作成済みのチラシ代など、補助対象経費のうち公演等の準備のために支出した経費や施設利用のキャンセル料が対象となります。

Q10 補助金は先着順なのか。

⇒先着順ではありません。申請書を審査のうえ、採択を決定して、予算の範囲内で補助金を交付します。

Q11 交付決定された補助金は必ずその額が支払われるのか。

⇒補助金の支払いは、交付決定及び事業実施後に、実績報告書を提出していただき、補助金額を確定して支払われます。

Q12 申請からどのくらいで交付決定されるのか。

⇒提出していただき、申請書の内容の確認・審査を速やかに行い、実施時期に間に合うよう、交付決定を行う予定です。なお、提出から実施までの期間があまりない場合は事前着手届の提出を合わせてお願いします。

Q13 令和2年度、令和3年度に応募した者が、令和4年度に応募することは可能か。

⇒可能です。